

平成31年第1回臨時会

一宮町議会議録

平成31年1月29開会

平成31年1月29閉会

一宮町議会

平成31年第1回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（1月29日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
一宮町選挙管理委員会委員の選挙について	4
一宮町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
同意案第2号の上程、説明、採決	22
閉会の宣告	24
署名議員	25

第 1 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

1 月 29 日 （ 火 ）

平成31年第1回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成31年1月29日招集の第1回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文				
教	育	長	町	田	義	昭	総	務	課	長	大	場	雅	彦		
都	市	環	境	課	長	土	屋	勉	教	育	課	長	峰	島	勝	彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

局	長	代	理	関	谷	智	香	子	書	記	長	谷	川	欣	家
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	一宮町選挙管理委員会委員の選挙について
日程第四	一宮町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
日程第五	承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第9次)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第六	議案第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第10次)議定について
日程第七	同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ

日程第八 同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

開会 午前10時03分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

大変お寒い中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

新年最初の議会となります。本年もよろしくお願いいたします。

ただいまから平成31年第1回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

平成31年第1回一宮町議会臨時会に提案されるものは、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙と専決処分の承認1件、補正予算1件、同意案2件であります。

これらを勘案いたしますと、会期につきましては、本日1日といたしたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもって了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

9番、袴田 忍君、10番、吉野繁徳君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎一宮町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（小安博之君） 日程第3、一宮町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

本件については、平成30年12月4日付で、町選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が平成31年2月13日をもって満了となるため、選挙されるよう通知を受けております。

この選挙については、地方自治法第182条第1項に基づき、議会において選挙することになっております。

当議会では、従来からの慣例により、指名推選で行っております。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

一宮町選挙管理委員会委員には、宮原区、石野定雄君、岩切区、三枝栄一君、15区、御園生博君、9区の1、河野敏夫君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を、一宮町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました石野定雄君、三枝栄一君、御園生博君、河野敏夫君、以上の方が一宮町選挙管理委員会委員に当選されました。

当選されました4名の方には、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行い、承諾を得ることにいたします。

ここで、承諾を得るため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時15分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に電話にて、当選されました一宮町選挙管理委員会委員の方々に当選の告知を行いました。

そして、承諾を得ましたので、ご報告いたします。

◎一宮町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長(小安博之君) 日程第4、一宮町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

一宮町選挙管理委員会委員補充員には、順位1番、1区、大場正幸君、順位2番、新熊区、田中 宏君、順位3番、新地区、大橋廣春君、順位4番、9区の1、牧野一彌君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を、一宮町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大場正幸君、田中 宏君、大橋廣春君、牧野一彌君、以上の方が一宮町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

当選されました4名の方には、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行い、承諾を得ることにいたします。

ここで、承諾を得るため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時25分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に電話にて、当選されました一宮町選挙管理委員会委員補充員の方々に当選の告知を行いました。

そして、承諾を得ましたので、ご報告いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第5、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第9次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案つづり1ページをごらんください。

承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第9次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

平成30年度一宮町一般会計補正予算（第9次）を専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858万6,000円を追加、予算総額をそれぞれ44億6,710万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

都市下水路維持管理事業858万6,000円の増額につきましては、田町地先の道路陥没を修復するための集水桝改修工事費でございます。30年6月12日に田町地先で道路の陥没があり、JR東日本及び長生土木事務所立ち会いのもと、緊急に掘削工事を行ったところ、危険性が高いことが確認されました。9月に設計を委託したところ、12月議会中に積算ができましたが、年度内に工事を完成させるため、専決処分させていただき、発注したものでございます。

歳入につきましては、6ページ、7ページをご覧ください。工事費と同額を前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第9次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第6、議案第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,147万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ45億3,857万9,000円とするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は第2表、地方債補正によるものでございます。

歳出からご説明いたします。

19ページをご覧ください。

学校管理運営事業7,147万2,000円の増額につきましては、国が新たに創設した国庫補助制度を活用し、一宮中学校の普通教室14室と特別教室4室の計18室にエアコンを設置するもので、設計監理委託料690万2,000円と工事費6,457万円でございます。

歳入につきましては、17ページをご覧ください。

教育費補助金852万3,000円の増額につきましては、国庫補助金でございます。

一番下段の学校教育施設等整備事業債6,280万円の増額につきましては、総事業費から国庫補助金を除いた額を、10万円単位で全額起債借り入れするものでございます。

中段の繰越金につきましては、残額14万9,000円を、前年度の繰越金から充てるものでございます。

13ページをご覧ください。

こちらが、ただいま申し上げました地方債6,280万円の追加をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） このエアコンに関しましては、以前、町長のほうから、リースが妥当

ではないかというようなお話があったかというふうに記憶しておりますので、私としては、リースという形で出てくるのではないかというふうに考えていたわけですが、先ほどのご説明、全体会議の中で一部ご説明いただいた中では、これはリースでなくて買い取りであるということでした。

エアコン設置は、小中学生の生徒さんたちの学習環境の整備にはぜひとも必要で、なくてはならないものということではありますけれども、ただ、リースかどうかということもさることながら、この設置に当たっては、ほかにも重要な懸案事項が幾つか連動しているというふうに私は考えております。といいますのは、中学校の普通教室自体が建て替え時期を迎えている、あるいは大規模改修をしなければいけないという状況ですので、これについては、1年以上前から私のほうから教育課のほうにも町長のほうにもお話し申し上げて、一般質問の中でも何度か取り上げていたはずですが、ですから、ご承知のことと思います。その中で、普通教室の建て替え、あるいは大規模改修、これをどうするかというのは同時に検討されていたはずで、ここでエアコンを設置すれば、大規模改修なり建て替えなりのときに、一旦撤去する、あるいはこれを廃棄するというような事態になるわけです。

ですから、その辺の改修あるいは改築、このスケジュールがどういうふうに考えられているのかと。1年以上前からお話ししていたので、それなりに計画はされているというふうに私のほうでは想像いたします。改築の場合には幾らぐらいかかりそうかというようなお話もございましたが、ここでは詳細な金額をとということではございませんが、概算というようにところでどのくらいかかって、いつごろ、どういう形ですのかというぐらい、当然考えた上でエアコンの設置をするという計画を立てられたんだと思います。

ですから、ここで二、三質問させていただきたいんですけれども、まず1点目は、中学校の普通教室校舎、これの建て替え、ないしは大規模改修、これをどうするのかという点につきまして、その時期をいつごろとして、それに関して、建て替え、あるいは大規模改修の建設経費、あるいは実際にはそれだけでなく解体ですとか仮設教室の設置、引っ越しだとか、そういったことも含めて経費がかかると思います。もちろん一旦設置したエアコンを移設するというような場面もあるかと思っておりますので、そうした場合の経費というものも当然考えた上で、今後のスケジュールというのがエアコン設置のスケジュールではなくて、その改修なり改築なりのスケジュールを、大まかにどんなふうに考えているのかという点ですね。その点について、現在の計画を教育課のほうからお示しいただきたいと思っております。

また、町財政のほうの観点から、その年次計画についてどういふようなことであるのか、

その辺のところもご説明ください。といいますのは、当然ご存じのとおり、オリンピック関連ですとか駅東口周辺、この辺の整備ですとか、今後いろいろと経費がかさむ、これが想定されています。それも、今年度は、あるいは来年度は、再来年度はというようなことが十分想定されていますので、そこで当然どのくらいかかる可能性があるということを視野に入れた上で、進めていただかなければいけないわけですね。優先順位の上で大分経費を必要としてしまったから中学校の校舎の改築はなし、10年後、15年後に先送りですというような話では、教育環境の整備が大変に立ちおくれしてしまうということになります。それについても、金額面と年次のスケジュールと比較検討の経緯、これをそちらのほうからご説明いただきたいというのが1つ目です。

○議長（小安博之君） 藤乗議員、すみません。

質問の要旨を整理され、明確にわかるようなふうにまとめてお願いします。

○8番（藤乗一由君） はい。ですから、今のが経費のこと、それから年次スケジュール、財政面でどうかということについて説明いただきたいというのが1点目です。

そして2つ目ですが、町長におかれましては、今申し上げたような教育環境の整備ということで大まかなスケジュールを町長ご自身の中でお考えでしょうから、その上での今回の提案だと思えます。それで、こうした教育環境の整備、これに関しまして、来年、再来年、何年後にはといったところの展望について、お考えをお示しいただきたいと思えます。ここで先ほどの財政的な部分での何を優先すべきかというのが、お金の面だけで先送りされてしまっただけで大変困る。子供たちにとって非常に不利な状況になってしまうというわけですから、これから新しい教育長、これを選任するという問題にも当然絡んできます。その辺のところを含めて、町長のほうからお話しいただきたいと思えます。

以上、2点です。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

答弁願います。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

今回、補正予算として上程させていただきました、その最大の理由は、とにかく今、夏が非常に暑くなっている。何年か前は30度という温度になると暑いなど言っていたんですが、現在では35度を超える状況が日々続いていると。全国的に見ますと、それが原因で熱中症で死亡する子供が出てきている、非常にかわいそうな状況になってきております。私どもとし

では、小学校は全教室、中学校は特別教室にまずエアコンをつけて、それから普通教室については大規模改修なり、あるいは新設というようなことを考えながら進めていこうというような状況で考えておったわけですが、状況として、まず学習環境をこれ以上悪くはできないと、それを最大の目的としまして、普通教室にエアコンを設置するというような方向にかじを切ったということでございます。折しも国のほうから特別な予算というものがつくというようなことがございましたものですから、今回のこの補正ということでお願いをしてございます。

従来の方針と変わってきて、それでは大規模改修あるいは新設についてはどうするのかということにつきましては、今後また、ちょっと時間をかけまして、新たな計画を立ててまいりたい、そういうふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小安博之君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 今、教育長から申し上げたとおりでございまして、当初、特別教室だけにエアコンを設置したのは、今後、その建物の老朽化といったものに対応する大規模改修あるいは改築を行うということを念頭に置きながら、普通教室への設置を見送ったという事情があります。しかし、今申し上げたような事情で、もうつけなくてはならないという状況判断の時期がまいりました。これは最高度の優先順位を持つものであります。それは社会的情勢の中でも、議員の皆様もよくご存じのところだと思います。

そういう中で、今回この普通教室にも設置をするということになった。それによって、その改修その他の計画が一定程度、変更を余儀なくされるということは確かであります。例えばリースの場合、13年リースというのが今、標準的に使われております。ということは、リースでやった場合、通常であれば13年使うということですね。

買い取りですが、私が今考えているのでは、藤乗議員は10年待つのではナンセンスではないかというふうにおっしゃいましたけれども、できる限り短くしたいとは思いますが、この校舎につきましては、エアコンがついたということで環境が整備されたということを前提に、耐震性は十分確保されております。そういった意味では危険はございません。

現在残っている問題としては、排水・給水の、特に排水の管、これが一部老朽化がありまして問題を起こしておりますが、こういったことの手当てをしていくことで建物としては使用には差し支えないわけなものですから、これを時期は特定はできないんですけれども、このエアコンの使用の費用的な妥当性、それと実際にこの建物の居住性というものがどこまで

劣化がこれから進むか、そこを見きわめながら施策を行っていきたいというふうに考えております。

費用的な裏づけにつきましては、これはいずれにしても必要なもので、これまでもぼちぼちと考えてきたところでございますけれども、基金なども、あるいは補助金などもできる限り私どもはつくって運用していきたいというふうに考えている次第であります。

1つ、大規模改修云々のことですが、これは私も学校の先生方とつぶさに現場を踏まえながらお話をし始めてわかったんですが、今の教室の建物は、非常に規格として狭いんだそうです。ですので、大規模改修をしても、今の子供さん方の標準には非常に手狭でつらいという話でありました。これは東浪見小学校、一宮小学校、そして一宮中学校の先生方が異口同音でございまして、建物の規格が非常に旧規格でよろしくないということでありました。そういうことでは、大規模改修というのは、余りその後の展望が思わしくないのかもしれない。今、私どもとしては、新築を展望できることを願っております。ただ、これは予算的なものもありますから、最良の策を考えていきたい、そんなところで考えております。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 藤乗です。

本来、財政面のほうもお答えいただきたいということで先ほどの中でお話ししたんですが、今のお答えをお聞きしますと、そもそも計画がないということのようですので、当然財政面のお答えをいただくことは無理であろうというふうに想像いたしますが、大場課長、いかがでしょうか。まあいいです。恐らくお答えいただいたとしても、計画ができた上でということにならざるを得ないと思います。

ただいま教育長あるいは町長のほうからお答えいただいた内容につきましては、これまで私が質問させていただいた中での答えとほぼ変わらないと。いつまでたっても同じ答えの繰り返しで、今後検討いたしますということで、いつまでたっても計画をつくってみるということがない、そこで先送りされているという形になります。これが、例えば5年後にこういう形でしてみるというシミュレーションとしての計画をつくっていただければ、今度は財政のほうでもそれに合わせられるような計画というものがきちんとできるはずですので、その際にはお答えいただけるかと思いますが、いつまでたっても入り口のところで、これから考えますという答えでは全く先に進まないわけですね。

それで、今回このエアコンに関しては、私は、これは至急設置していただかなければなら

ないので……

○議長（小安博之君） すみません、藤乗議員。質問の要旨を明確にお願いいたします。

○8番（藤乗一由君） はい。

反対するわけにいかないわけですが、正直に言いまして、私の気持ちとしましても。でも、この教育課あるいは町長の、計画をつくらずにただただ先送りするという姿勢自体には大変納得いかないものがございます。後で何とかなるでしょうということで、ほかに予算支出してしまったので出来ませんということになってしまっは大変ぐあいが悪いので、きちんとある程度の計画をつくった上で、優先順位を据えていただきたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○8番（藤乗一由君） 質問ではありません。

以上です。

（「答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 簡潔によろしくお願いします。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 多種多様な要件のある中で、単純な計画を立てることは出来ません。そこはよくご理解いただきたいと思います。多種多様なニーズの中で、オリンピックなど、あるいは天然災害、さまざまな問題があります。そういう中で、予算を見ながらいくわけです。

この公債費につきましては、しっかりとした返済の計画を立てて、もちろんこれは履行するわけですから、どうぞその点にご懸念なきようにお願いします。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第7、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明を差し上げたく存じます。

本案は、現教育長の任期が1月31日に満了することを受け、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員長と教育長が一本化された新教育長に、宮原区の藍野和郎さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお求めするものであります。

藍野さんは、昭和47年から38年間の長年にわたり千葉県教育委員会に奉職され、夷隅長生管内における中学校と県立高等学校において教頭職や校長職の要職を歴任されたほか、行政職といたしましても、東上総教育事務所の指導室長を務められ、教育、行政全般に精通されております。平成22年には、いすみ市立大原中学校長を最後に定年退職されましたが、その後も千葉県総合教育センターや当町教育委員会教育課で指導主事を務められ、教育界にご尽力いただきました。その豊富な経験から、現在は当町の一宮小、一宮中の学校評議員を務めていただいております。教え子はもちろん、当町職員や地域の方々からの信頼は厚く、温厚、誠実で、人格、識見ともにすぐれておられ、今後、当町の教育行政はもとより町行政全般にわたり、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。教育長として適任であると考えますので、議会のご同意をお願いいたしたく上程するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

ただいま提案いただいた中身につきまして、少々質問させていただきたいと思います。

3点ございますが、1点目の答えをお聞きしましてから、2点目、3点目についてお伺いしたいと思います。繰り返しが大変ぐあいが悪いようでしたら、議長、まとめて3点質問いたします。

○議長（小安博之君） 質疑があるようですので、これより質疑に入ります。なお本案は人事案件ですので、個人情報等に関する発言には十分注意願います。

○8番（藤乗一由君） では、申し上げます。

私は昨年12月17日に、馬淵町長から教育長の人事ということについてご説明をいただきました。その際には、町田教育長の続投をお願いしたいというご説明でした。その内容についての賛否については申し上げませんでした。馬淵町長のご説明の中では3点の理由を挙げていらっしゃいました。町田教育長とは教育に対する考え方、方向性が共通していること。そして2つ目として、町田教育長とはこれまでの中で信頼関係があるということ。3点目として、いじめ問題などの対応においてすぐれているということというメリットがあるということ。これを挙げていらっしゃいました。

また、別の方とこれからともに関係を一から築き上げていくことはなかなか難しいというお話もありました。間違いではございませんよね。その際、ほかの議員の方も何名かいらっしゃいましたので。その上で、ぜひこれをお願いしますというお話でしたが、私はその後、この議案が配付される直前まで、今回提案されている藍野氏が教育長にということは一切お聞きしておりませんでした。ということは、私の頭の中では、町田教育長を推薦すると、任命したいということで馬淵町長は進めていらしたということなんです。それで突然こういう形になっているわけです。

ご自分で、この辺のところをはっきり訂正というようなことをお伝えいただかなくては、私としましては、だまされているのかと勘ぐってしまうわけですね。いまだにこの町田教育長の続投案ということに、私は賛成であるとも反対であるとも申し上げていないという状況が続いていたわけです。お聞きするところによれば、他の議員の方にはどのような言い方かわかりませんが、提案者を変更した旨を説明されているということですが、このような形で情報操作によって人事案件を提案するということがあっていいのでしょうか。これは、今回提案された方に対する賛否以前の問題なわけです。私とほぼ同じような状況に置かれてい

る議員の方がいらっしゃるのかもしれませんが、私は昨年3月の定例会において、副町長の人事の提出の仕方に問題があるということ、昨年、指摘いたしました。それ以上に問題であるというふうに考えます。馬淵町長がどのような意図を持ってこのような形にされたのかということの説明をいただきたいと思っております。

○議長（小安博之君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） こういった問題につきましては、この場で、例えば一からお話を起こしまして、こういった本会議の場で一からご提案を差し上げて、そして討論をしてということをご期待の方もいらっしゃるかと思存します。しかし、実際のところ私どもの執行部あるいは議会の長年の運営の形では、事前にさまざまな回路で考え方を共有させていただく中で、皆様に十分そこで、それぞれのお立場でご考慮いただくということを補助的に使ってきたわけでございます。

そのことについて、それをいけなとおっしゃるのであれば、それは議会のほうでしっかりと皆様でお決めいただければ、私は以後は本会議でしかお話を申し上げないようにいたします。今までは、そういったことは、それぞれのお立場で十分お考えいただくということを担保するものとして、全く問題なく認められてきたことであろうかと思っております。その上で、皆様が十分にご検討の上で本会議にお臨みいただくという形であったわけでありますから、もう一回申し上げますけれども、それにご異論があるのであれば、それはどうぞ皆様でまた新たなルールをお決めいただければ、私はそれに従います。それが1つですね。

それからもう一つは、皆様の中でもう既にお話し合いが開かれて、それぞれに情報は共有していらっしゃると私も伺っております。その中で、私から直接申し上げなかったということをおとがめいただくのであれば、残念ながらちよご病気でいらっしゃったし、そういう機会がなかったということにすぎません。

私は、藤乗議員お一人をそのように情報の蚊帳の外に置くようなつもりは、はなから毛頭ございません。ですから、そこについては、たまたま偶然そうなったということについては、私はおわび申し上げますけれども、意図があったというふうにおっしゃることにつきましては、そのような意図は私はなかったというふうに申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はございますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 全体会議でも、一応要望という形でお出ししましたが、要望というの

は弱い訴えみたいですので、要求という形でお願いしたいと思います。

内容は、この26年7月に教育の法が一部改正になりまして、教育長の権限と、それから任期が変わりました。そして、広いところから人材を求めるといふ、そういう内容の留意事項が発行されました。これは通達ですかね、文科省から出た文書でございます。これを一部を読み上げますが、教育委員会事務局委員や教職員経験者に限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば、幅広く該当すると、こういう、教育長というのは、そういう方であればいいと。そして、議会で任命の同意をするに当たっては、新教育長の資質、能力を十分にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられる。こういう通達が出ております。こういう通達が出た26年7月に発信されているんですが、どうしてこういう考えのもとに、この任命の手続をしなかったか。

このままでいきますと、私はこの藍野さんという方に対して、私はよく知っている方なんですけど、私はこの方をこの状態ですと私は認められないという形をとってしまいます。だから、もう一度考え直してもらいたい。選考の仕方を、もうちょっと広く求められるような方向にってもらいたい。そういう、先ほどは要望でしたが、要求にします。非常にこの方に対して、この手続の仕方が悪いために、この方が万が一否決された場合に非常に申しわけない、失礼に当たる、そういうふうな思いから、この件を一度取り下げてもらって、もう一度再検討させてもらいたい。それが私の要求でございます。

以上です。

○議長（小安博之君）　ここで暫時休憩をとります。

休憩　午前10時59分

再開　午前11時22分

○議長（小安博之君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの大橋照雄君の質問について、人事案件ですので、長の提案権を脅かすものであり、議員からの取り下げ提案はできませんので申し上げます。

ほかに質疑はありますか。

13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君）　この教育長の任命について、これは質問じゃありません。いいですか。

○議長（小安博之君） いや、質疑についてお願いします。

○13番（鵜野澤一夫君） じゃ、質問します。よろしいですか。

○議長（小安博之君） 質問であればいいです。

○13番（鵜野澤一夫君） この教育長を町長が任命するに当たって、町長さんに確認と質問をします。

この長年、全国も県もそうですが、特にこの長生郡市におかれましては、小学校が30校。今、統合されて25校です。当時30校、中学校13校。43校あるわけですが、それで校長先生も43名いらっしゃるんです。その中で、校長会の会長さんという方が1人必ず出てくるわけですが、この一宮町の中に過去に経験された方が教育長をやられたことがあります。そのときは、非常に、知っている方も多いかと思いますが、成績等さまざまにおいて、この町の小中学校がよくなったという経緯があります。43校の校長さんのトップにいられる会長さんが、この町にほかにいらっしゃいます。ということは、その教職員の方、43校職員全員がその方を、会長を推薦、推奨しているということにつながると思います。

なぜ馬淵町長はそういう方を認識していながら、この今回の教育長の任命にされなかったか、個人的な関係で何かあるのか、それとも町長の周りにそういうよくないと思う方がいるのか、それともその校長会の会長をやられた方が何か悪いことでもしたのか、なぜそういう方を推薦をされないのか伺います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 長茂会という、校長先生をご経験なさった方々の会があることも存じております。また、そこに所属していらっしゃる先生方が、私どもの町にいらっしゃることも存じております。しかし、私ども、多方面から考えまして、この会も任意の会でございます。大きな、もちろん経験を積まれた優秀な先生方がお集まりですから、その会が有意義なものであることは、私は大いに、それはそのとおりだと思いますけれども、この教育長の任命につきましては、郡内におきましてもさまざまなお立場から就任なさっている方もいらっしゃいます。私どもの町でもそうであります。この教育長につきましては、例えば今回の藍野さん、私がお推薦を皆様に申し上げている藍野さんにつきましては、むしろ夷隅郡市でのご活躍が中心になります。

しかし、私はそうした長生郡市のこの校長会のみが教育長をお願いするときの唯一の考慮材料と考えませんので、それを補うといっても、補うというのはちょっとおかしい言い方に

なるかもしれませんが、それとは違う、さまざまなるすぐれた点を、この藍野先生に、私どもは藍野先生のご人格、ご識見から、私ども、そういったものをお持ちであると判断させていただきまして、ご推薦申し上げる次第でございます。ですから、よくそうした会があること、またそこに所属していらっしゃる方がいらっしゃることも存じておりますが、私ども、多面的に考えて、藍野先生にお願いしたいという結論に達しているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 今、町長のおっしゃったことを、私も今、名前が挙がりました藍野先生については知っております。優秀な方だと思われれます。夷隅郡市で非常に活躍されたということで今、町長さん申しましたけれども、この一宮町については長生郡市で、教職員も皆さん、みんなよく知っている方がなられたほうがいいかなと私は個人的に思います。町長とは個人的な見解があるので、これ以上、話は終わりにします。

以上です。

○議長（小安博之君） 8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

先ほど、1つ目についてお伺いしたわけですが、2点、お伺いしたいと思います。

先ほどご説明したように、馬淵町長は、町田教育長のご活躍というか、活動に関しまして、いじめ問題への対応ということに大変評価されているというお話があったと紹介したわけですが、いじめ問題ということの対応については、よほど特殊な場合でない限り、幾つかのパターンがあるかと思えます。それを確実に丁寧に実行すれば、通常は外部に出てくるようなことはほとんどないはずですが、学校の実情をきちんと把握されていて、それをうまくサポートするというのが教育委員会、教育長の役目ですから、私はこれを手柄とするということ自体がナンセンスではないかと思っています。むしろ一部の案件が、私を含めた議員のところまで保護者の方が相談に来るといような事案となってしまう事実があるということが問題であると思います。それにこそ問題があると思うわけですね。

町長のご説明を私、聞いた中では、そうした案件があったということが、きちんと報告されていないのではないかというふうに考えられるわけです。学校のほうは2年ほどで校長先生がかわったり、教員の方も順次交代していくわけですから、職員の体制、仕事の変化……

○議長（小安博之君） 8番、藤乗議員に申し上げます。質問でなければ、それで発言のほうは控えてもらいます。

○8番（藤乗一由君） では、質問の内容に移らせていただきます。

そのような状況の中で、馬淵町長の言う町田教育長とのこれまでの信頼関係という表現には、どうも勘違いではないかと、現状認識が甘いというふうに考えますので……

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。質問の要旨を明確にして、簡略にお願いします。

○8番（藤乗一由君） はい。それについて、馬淵町長は現在どのようにお考えなのかということをお聞きします。

もう1点ございます。お待ちください。

その点を踏まえまして、現在の町の小中学校の抱える問題点、課題、これにつきまして、町田教育長、それと馬淵町長、それぞれのお考えをお話しいただきたいと思います。馬淵町長のおっしゃっていらっしゃいました、町田教育長と共有していると考える町の教育のあり方、方向性について、これは今後のビジョンについてもお話しいただきたいと思っています。といいますのは、これからどのような形で新しい教育長に任命される形になるかと思いますが、今後すぐかしばらく後かわかりませんが、それに当たって、どういうことをしなければならないのかというお話が、これまで一つも……

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。今の質問は、本案件とはかけ離れた質問に受けとめられます。ですので、これ以上の発言は控えていただきたいと思います。よろしく。

○8番（藤乗一由君） ですから、これは、新たな教育長に任命される方に、どういう問題に当たっていただきたいと考えるのでこの方を推薦しますということが、これまでなかったということを申し上げます。ですからこそ、その問題点、課題について、これまで10年の長きにわたってお務めいただいた町田教育長から、ご自身のお考えについて、そして、それを踏まえて町長のお考えをお聞きしたいというふうに考えるのですが、人事について、非常に重要な、基本的な内容だと思うんですが、まずいのでしょうか。

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。今、執行部から出されておりますのは、この教育長の任命につき同意を求めることについての提案でございます。直接結びつかない発言は、これ以上はこちらとしては受け付けできません。

では、議事進行いたします。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(小安博之君) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、2番、内山邦俊君と、3番、小関義明君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小安博之君) 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(小安博之君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(小安博之君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、内山邦俊君と、3番、小関義明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

賛成 7票

反対 6票

以上の結果、賛成多数によって、本案は原案どおり同意とすることに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎同意案第2号の上程、説明、採決

○議長（小安博之君） 日程第8、同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を差し上げます。

一宮町教育委員会委員の伊木敏枝さんが、平成31年1月27日をもって任期満了となりましたので、同人を改めて任用いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

平成20年4月から、教育委員の構成には保護者である者が含まれるようにしなければならないとされており、伊木さんは平成27年1月28日から保護者の代表として教育委員に任命されました。現在もお子さんが学校に在籍しておられ、保護者として積極的に学校支援にご尽力くださっております。これまでの委員としての実績及び人格、識見もすぐれており、教育委員としてふさわしい方でありますので、今回2期目の議会のご同意をお願いいたしたく上程するものです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(小安博之君) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、4番、大橋照雄君と、5番、小林正満君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小安博之君) 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(小安博之君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(小安博之君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番、大橋照雄君と、5番、小林正満君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

賛成	10票
----	-----

反対	3票
----	----

以上の結果、賛成多数。

よって、本案は原案どおり同意とすることに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成31年第1回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前11時51分